## 公認心理師と心理コンサルテーション・ 心の健康教育の理論と実践

## 平井 啓 (大阪大学大学院人間科学研究科)

キーワード:公認心理師 心理コンサルテーション 心の健康教育

【公認心理師とは】2017年9月15日に公認心理師法が施 行され、心理分野では初めの国家資格である「公認心理師」 が誕生した。公認心理師法第1条において、公認心理師の 目的は、「国民の心の健康の保持増進に寄与すること」とさ れている(日本心理研修センター、2018)。また、公認心理 師とは、保健医療、福祉、教育、産業、司法の分野におい て、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、①心理に 関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析、 ②心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する 相談及び助言、指導その他の援助、③心理に関する支援を要 する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助、 ④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の 提供の4つの業務を行うこととされている(日本心理研修セ ンター、2018)。この4つの業務のうち、①は、発達検査、 知能検査など心理検査などの心理的アセスメントを行うこ と、②は、心理カウンセリング、心理療法や各種心理的介入 を行うこと、③は、心理コンサルテーションを行う(学校場 面の例:公認心理師→教師に生徒に対する対応方法について 助言する)、④は、心理教育を行う(例:職場でメンタルへ ルス研修を実施する)であると考えることができる。

【公認心理師と多職種連携】このように公認心理師法に定め られた公認心理師の業務をみると一見、従来の臨床心理士の 機能と大きな違いがないように思われる。しかし、公認心理 師法第42条第1項において、公認心理師は、その業務を行 うに当たっては、その担当する者に対して、保健医療、福 祉、教育等が密接な連携の下で統合的かつ的確に提供される よう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保た なければならないとされている(日本心理研修センター, 2018)。つまり、多職種連携が必須とされており、心理臨床 のみならず、幅広い応用心理学の研究知見を活かした連携が 求められるのではないかと考えられる。特に、先述の4つの 機能の中でも心理アセスメントにおいては、他職種連携のた めに、心の内面だけでなく、生物心理社会モデル (Bio-Psvcho-Social Model) に基づいた包括的なアセスメントを 行っていくことが求められる。また、公認心理師の業務の3 番目の心理コンサルテーションと4番目の心の健康教育は、 今まで体系的に十分な教育・研究の行われていなかった領域 である。多職種連携を行うためには、この2つの業務におけ るさまざな能力を身につけることが必要であると考えられ る。演者はこれまで、がん患者を対象とした心理的支援を体 系的に行う学問分野であるサイコオンコロジー・緩和ケアの 領域において、これら、「包括的アセスメント」、「心理コン サルテーション」、「心の健康教育」の教育研究活動に従事し てきた。とそこで本件研修では、これら3つの概念を、演 者のこれまでの実践と研究を事例として、説明し、応用心理 学に携わるものとして公認心理師に関する教育研究に関する 視点を得ることを目的とする。

【包括的アセスメント】サイコオンコロジー・緩和ケアにおける包括的アセスメント(精神・心理的包括的アセスメント:Comprehensive Assessment for Psychiatric and

Psychological Consultation for Cancer Patients) は、日本サイ コオンコロジー学会においてその教育研修プログラムのコア スキルとして発展させてきた多職種のためのアセスメントの 考え方である(小川・内富,2012)。チーム医療において、 チーム介入のゴールを設定し、達成のために各職種が協力す るための情報共有のフレームとして考えられている。この包 括的アセスメントでは、①身体症状の評価(痛みはとれてい るか?だるさはないか?)を行い、②精神症状(精神医学的 問題) の評価(せん妄、認知症はないか?うつ病ではない か?)、③社会・経済的問題の評価(経済的問題は大丈夫 か?介護による負担はないか?)、④心理的問題の評価(病 気の取り組み方は?家族・医療者との関係。コミュニケーシ ョンは?)、⑤実存的問題の評価を必ずこの順番に行なって いくものである。必ずこの順番で行うことで、医学的対応が 可能なものを見落とすリスクを小さくできる。このようなア セスメントを行い、カンファレンス等で共有することで多職 種連携が可能となる。

【心理コンサルテーションと心の健康教育】心理コンサルテーションとは、依頼主であるコンサルティが何に困っているか、どんな問題を抱えているかについて包括的にアセスメントを行い、さらに事例に関する情報を収集し、その上で「心理学・精神医学の体系的知識」を用いた事例に関する仮説構築を行なう(平井、2016)。その仮説は事例の何が問題か、どんな解決策が考えられるかを含むものであり、カンファレンスなどで関係者に提示し、フィードバックを受けて修正され、コンサルティがそのプランに基づき介入や患者・家族とのコミュニケーションを行なうことを支援する。ある一定の結果が得られたところで評価を行い、その結果によって再び仮説を修正したり、情報収集をやり直したりする(平井、2016)。

一方で、個別のコンサルテーションによって扱うテーマがある程度共通したものとなった場合、多職種を対象として、そのテーマに関する教育研修を心理職が主導で行うことがある。演者の非常勤で勤務する総合病院においては、「怒りへの対応」などのテーマで複数の研修会を開催した。このような活動は、心の健康教育、心理教育の一環であると考えられる。どのような対象に、どのような内容の心理教育を行うかについては一定の方法論がある。

## 【引用文献】

日本心理研修センター(監修)(2018)公認心理師現任者講習会テキスト[2018年版].金剛出版.

平井 啓 (2016) 精神・心理的コンサルテーション活動の 構造と機能. 総合病院精神医学 28 (4): 310-317.

小川朝生・内富庸介(2012)精神腫瘍学クリニカルエッセンス. 創造出版.

(ひらい けい)